

# 中期目標・中期計画（素案）

宮 崎 大 学

平成 15 年 9 月 25 日

# 宮崎大学中期目標・中期計画素案

平成15年9月25日

中期目標	中期計画
<p><b>(前文)大学の基本的な目標</b>            人類の英知の結晶としての学術・文化・技術に関する知的遺産の継承と発展，深奥な学理の探求を目指す。また，変動する多様な時代並びに社会の要請に応え得る人材の育成を使命とする。更に，地域社会の学術・文化の発展と住民の福利に貢献する。特に，人類の福祉と繁栄に資する学際的な生命科学を創造するとともに，生命を育んできた地球環境の保全のための科学を志向する。</p>	
<p><b>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</b></p> <p><b>1 中期目標の期間</b>            2004年4月1日～2010年3月31日</p> <p><b>2 教育研究上の基本組織</b>            この中期目標を達成するため、教育文化学部、医学部、工学部及び農学部を置く。更に、大学院として教育学研究科、医学研究科、工学研究科及び農学研究科を置く。</p>	
<p><b>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p> <p><b>1 教育に関する目標</b>            市民社会の担い手として、高度で普遍的な教養に支えられ、豊かな人間性を持ち、専門職業人として必要な知識・能力を有する人材を育成する。また、自然や社会等の現場(フィールド)で実地に学び、実践力のある人材を育成する。</p> <p><b>(1)教育の成果に関する目標</b>            (学士課程)</p> <p>1)学士課程の教育を共通教育と専門教育により編成する。            共通教育は、次の成果を目標とする。</p> <p>A)社会人として必要な高い倫理性と責任感を持ち、自然及び文化について深い理解を培い、現代社会のニーズに柔軟に対応できる感性豊かな人間性を涵養する。</p> <p>B)現代社会を理解する上で必要な幅広い知識と深い洞察力を養い、主体的かつ総合的に考え、的確に判断・</p>	<p><b>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置</b>            (学士課程)</p> <p>1)共通教育の成果に関する具体的目標の設定            本学の共通教育の特色として、日本語コミュニケーション、倫理及び生命科学に関する主題及び選択科目の強化充実を図り、現代に必要な教養を涵養する。            共通教育の「大学教育基礎科目」では知的技法や身体能力を育成し、「主題教養科目」及び「選択教養科目」では、人間、現代社会及び自然についての認識を深め、豊かな人間性を涵養する。            教育内容の特色の一つとして、全学年次に選択可能な生命科学関連科目を置く。共通教育においては「生命科学の入門となる科目群」を置き、生命科学の基礎的理解を深める。</p>

創造できる人材の育成を目指す。

C)大学の基本的な目標に対応した特色ある共通教育を実施する。

2)専門教育は、次の成果を目標とする。

A)共通教育と有機的連携を保ち、学部等の専攻に係る専門の学芸を修得し、専門的職業人としての基本的技能・態度を育成する。

B)社会の多様な要請に対応して、社会の発展に積極的に貢献できる課題解決能力を養成する。

3)教育目標の達成を支援する組織を整備する。

4)卒業後の進路の拡大・改善を目指す。

5)教育の成果・効果を検証し、教育を改善する。

(大学院課程)

1)大学院教育は次の成果を目標とする。

A)高度の専門知識、研究能力及び教育能力を備えた人材を育成する。

B)研究成果を世界に発信すると同時に、地域の教育・文化・産業へ貢献できる人材を養成する。

C)生命科学や環境科学等に関する横断的・独創的研究の向上を目指す。

2)卒業後の進路の拡大・改善を目指す。

教育方法の特色の一つとして、体験実習、野外実習、異文化交流等を含む科目を置き、多様なフィールド教育を推進し、実地体験から学ぶ態度を涵養する。

2)専門教育の成果に関する具体的目標の設定

本学の専門教育の特色として、学部によらず、次の事項に取り組む。

A)生命科学関連専門科目を充実するために、「生命科学の基礎となる科目群」を設定し、学部に関係なく関心のある学生が生命科学を深く学べるようにする。

B)フィールド教育を重視し、それぞれの専門にかかわる現場から学ぶ態度を涵養する。

3)教育目標の達成を支援するための組織の整備

共通教育の実施体制の明確化を図るため、共通教育授業科目を担当する教員で組織する「共通教育部」を設置する。また、大学教育研究企画センター（以下、「企画センター」という。）において、共通教育及び各学部に通ずる教育等に関する調査・研究を行う。

原則として講師以上の全教員が共通教育の担当科目を分野別に登録し、これを活用して開講科目の豊富化を図る。

企画センターの「入学・進路選択研究部門」、「共通教育研究部門」及び「教育方法等改善部門」の3部門において、入学から卒業までの教育をよりの確・戦略的に行う方策を調査・研究し、社会及び学生の多様なニーズを共通教育及び学部教育の実施に反映させる。

企画センターの「教育企画会議」において、宮崎大学の教育の方針を検討し、共通教育部及び各学部の教育の改善に係る委員会と連携して、宮崎大学の教育の改善を図る

4)卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

教育内容の充実を図り、就職率、大学院進学率、教員採用試験合格率、国家試験合格率等の向上を目指す。

インターンシップ、就業体験等の活用により職業観の育成を図る。

5)教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

教育研究組織を毎年度点検・評価するための全学評価委員会を設置するとともに、本委員会の下に、各学部、学内共同教育研究施設毎に評価委員会を置き、教育の成果、効果等に関する点検・評価を実施する。

(大学院課程)

1)大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

全研究科に対して倫理を含む概説講義の導入と充実を図る。

地域からの修士論文テーマを公募し研究成果を公開する。

大学院生によるベンチャー起業を推奨し、設備等の便宜を図る。

学会発表、学術論文誌等への投稿を推奨する施策を講じ、その研究成果をホームページに掲載する。

2)卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

各研究科に進路相談室を設置する。

研究意欲の向上を組織的に図り、修士課程から博士課程への大学院進学率の向上を目指す。

3)教育の成果・効果を検証し、教育を改善する。

## (2)教育内容等に関する目標

(学士課程)

1)教育目的・教育目標に即した適切な入学者を選抜する方法を実現する。

2)入学者の希望・適性に対応した進路選択を実現する。

3)教育理念等に応じた教育課程を編成する。

4)授業形態、学習指導法等を改善する。

5)適切で厳格な成績評価等を実施する。

(大学院課程)

1)研究科の教育理念・目標に応じた入学者選抜を実施する。

2)入学者の希望・適性に対応した進路選択を実現する。

3)教育理念等に応じた教育課程を編成する。

4)授業形態、学習指導法等を改善する。

3)教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

教育研究成果の外部評価とインセンティブの導入を進める。

## (2)教育内容等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

1)アドミッションポリシーに応じた入学選抜方法を実現するための具体的方策

大学の教育理念の下に各学部の教育目標を明確にし、それに基づくアドミッションポリシーや本学の教育・研究の状況を大学案内やホームページを通じて公表する。

各学部のアドミッションポリシーに応じた入試の方法と入学後の修学状況、学業成績等との相関を調査し、入学者選抜方法の改善を図るため、企画センター入学・進路選択研究部門を設置する。

2)入学者の希望・適性に対応した進路選択を実現するための具体的方策

転学部、転学科等の進路変更を希望する者の支援体制を構築する。

3)教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

大学全体の教育目標として、次の事項に取り組む。

A)生命科学を教育内容の一つの特色とする。

B)フィールド教育を教育方法の一つの特色とする。

4)授業形態、学習指導法等の改善に関する具体的方策

シラバス(教育要項)の点検を行い、その改善を図るとともに、学生に授業の展開や学習方法などを周知させる。

5)適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

教育企画会議において、同一授業科目における成績評価法について成績評価基準の標準化を検討し、推進する。

(大学院課程)

1)アドミッションポリシーに応じた入学選抜方法を実現するための具体的方策

アドミッションポリシーを学生募集要項などに記載するとともに、ホームページにも同時掲載し、外部からの常時アクセスを可能にする。

大学院博士前期(修士)課程の社会人及び留学生に対しても、秋季入学制度を設ける。

社会人学生、留学生等のために長期履修制度を導入する。

2)入学者の希望・適性に対応した進路選択を実現するための具体的方策

社会人等を含む優秀な学生に対して、博士(後期)課程を短縮した期間で修了できる制度を導入する。

3)教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

教育課程の編成を評価し、その改善を図る。

国際的学術雑誌への論文発表、国際学会での研究発表を推進する。

4)授業形態、学習指導法等の改善に関する具体的方策

専攻における大学院の講義、セミナーのうち、英語による講義の導入を推進する。

学外の人材および施設を活用して授業内容の豊富化を図る。

### ( 3 ) 教育の実施体制等に関する目標

( 学士課程 )

- 1) 適切な教職員の配置等を実現する。
- 2) 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備を図る。
- 3) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげる。
- 4) 教材学習指導方法等に関する研究開発及びFDを推進する。
- 5) 全国共同教育、学内共同教育等を推進する。
- 6) その他の教育実施体制等に関する目標  
獣医学教育の充実を目指す。  
教員養成教育の充実を目指す。

( 大学院課程 )

- 1) 大学院研究科を再編・整備する。
- 2) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげる。
- 3) 教材学習指導方法等に関する研究開発及びFDを推進する。

### ( 3 ) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

( 学士課程 )

- 1) 適切な教職員の配置等に関する具体的方策  
教育面から見て教職員の配置を定期的に点検評価し、全学的観点からの効果的な教職員の配置を図る。
- 2) 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策  
総合情報処理センター、端末処理実習室の整備等を行い、学内情報ネットワーク機能の拡充、強化を図る。  
学内電子掲示板を設置し、学生に対して教育関連情報の円滑な提供が図れる体制を整備する。
- 3) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策  
学生による授業評価及び教員の担当授業相互評価を活用し、教育の質の改善を図る。  
各教員の教育目標・計画、教育実績等の教育への取組状況を評価し、その改善を図る。
- 4) 教材学習指導方法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策  
共通教育及び専門教育に関するFDを企画し推進する。  
教育メディア資料の整備や利用方法等について調査、研究を推進する。
- 5) 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策  
宮崎県の高等教育機関と連携し、地域の高等教育連携機関を構築・発展させ、連携教育の開発研究、単位互換制度や共同での公開講座の開講などを推進する。  
公開講座等の実施により生涯学習の推進を図る。  
地域の自治体等と連携し、高大連携を充実強化する。
- 6) 学部の教育実施体制等に関する特記事項  
獣医学教育を充実するため、学内外と連携して再編整備を推進する。  
教員養成のパワーアップのため、全学的協力体制の構築及び県教育委員会との連携を強める。  
また近隣の大学と引き続き再編統合に向けて協議する。

( 大学院課程 )

- 1) 大学院研究科を再編・整備するための具体的な方策  
生命科学や環境科学に関連する特色ある博士課程を構築するため、大学院研究科の再編成を図る。  
看護学専攻(修士課程)を設置する。
- 2) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策  
学生による授業評価を行い、教育方法・教育内容を改善する。  
大学院の教育・研究について自己点検、評価、改善を図るシステムを構築する。  
顕著な研究業績を挙げた学生に対する学長表彰制度を導入する。  
夜間開講や社会人入学等に関する地域の要請を調査して、教育の機会を拡大する。
- 3) 教材学習指導方法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策  
開講科目名の内容、履修方法、更にシラバスを電子化し、学生の学修環境を整備する。  
博士の学位授与を適切に実施し、学位授与の円滑化を図る。  
社会人院生に対して、インターネットを用いた研究指導方法を構築する。

#### (4) 学生への支援に関する目標

学生の多様なニーズを把握し、学生の視点に立ち、大学の教育および学生支援の充実を図る。学生が豊かなキャンパスライフを送り、かつ夢のある将来設計が行えるような環境を整備する。

##### ( 学士課程 )

- 1) 学生への修学指導・助言・支援等の組織的対応により、学習環境を整備する。
- 2) 図書や情報関連機器等の整備・充実を図り、学習支援を充実する。
- 3) 相談機能の充実や健康管理システムを整備拡充し、生活支援を強化する。
- 4) 県内外の就職関連組織との連携を図り、就職支援体制を強化する。
- 5) 学生への経済的支援を推進する。
- 6) 社会人・留学生の修学・生活に必要な支援組織や環境の整備拡充を図る。

##### ( 大学院課程 )

- 1) 学生への修学指導・助言・支援等の組織的対応により、学習環境を整備する。

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

##### ( 学士課程 )

- 1) 学生相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策  
各学部学科毎に学生を少グループに分け、特定の教員を複数配置して、学生からの各種相談等を受け体制を整備する。  
学生の相談や質問に、電子メール等でも対応できる体制を整備する。  
学生が利用できるゼミナール室等の拡充を図る。  
サークル活動、ボランティア活動等について顧問教官制度の充実等の支援体制を強化する。  
学生寮、学生食堂、学生用ラウンジ等の整備充実に努める。
- 2) 学生の学習支援等に関する具体的方策  
カリキュラム、シラバスと連動した学生用図書の体系的整備を行う。  
学生が利用できるパソコン等の情報関連機器の整備・充実に努める。  
図書館における学習のためのスペースの確保及び開館時間の延長などの改善を図る。  
学生証に図書館利用及び証明証自動発行等の多機能化を図る。
- 3) 生活相談・就職支援等に関する具体的方策  
学生なんでも相談室の専門性を高めるとともに、学外の諸機関とも連携を図り、修学・経済的・悩み等の相談体制を充実する。  
保健管理センターの健康管理システムを整備・充実し、健康教育を定期的実施する。  
就職にかかわる全学的な検討組織を整備し、学外の就職関連組織と連携して、就職支援体制を強化する。  
事務局学務部に学生の就職を支援するための専任の事務職員を配置した「就職支援室」を設置する。
- 4) 経済的支援に関する具体的方策  
独立行政法人日本学生支援機構の制度の活用をはじめ各種の奨学金の導入に努め、学生の経済的支援の充実を図る。
- 5) 社会人・留学生等に対する配慮  
留学生が勉学に専念できるよう、住居、日本語教育等を充実し、生活環境の整備に努める。  
留学生用図書の充実等、留学生支援の向上を図る。  
学生ボランティア及び学外留学生支援組織と連携し留学生の生活支援の強化を図る。  
留学生受入れ及び生活支援に関する業務に対応するために、専任教員や専門の事務職員を配置して組織的に対応する。  
社会人学生の経済的問題、修学時間等の二・ズを調査し、修学上の支援に努める。

##### ( 大学院課程 )

- 1) 学生相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策  
学生の海外留学を支援する制度を整備する。

2) 相談機能を充実し、経済的支援や就職支援等を推進する。

## 2 研究に関する目標

21世紀において地域や国際社会が抱える諸問題を解決するため、本学の自然科学・人文科学・社会科学に関する幅広い英知を結集する。地域における研究拠点として、他の研究機関等との連携を強化し、研究成果を情報発信することにより、地域社会・国際社会の発展に寄与する。

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 1) 本学として特色ある研究重点領域を設定し推進する。
- 2) 各学部における特色ある研究課題の設定と学際的研究並びに特色ある基礎的・基盤的研究を推進する。

3) 地域及び社会の要請に応え得るため、産官学連携による研究を推進する。

4) 研究成果の地域や社会への還元を推進する。

5) 研究の成果及び水準を検証する。

2) 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

学生なんでも相談室や就職支援室を中心に学内諸機関が連携して、学生の生活支援、就職支援の充実を図る。

独立行政法人日本学生支援機構の制度の活用をはじめ各種の奨学金の導入に務め、学生の経済的支援の充実を図る。

社会人学生の経済的問題、修学時間等のニーズを調査し、修学上の支援に努める。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

本学として重点的に取り組む研究領域を企画し、研究プロジェクトを立ち上げることにより特色ある研究を推進する。

重点的に研究を推進するプロジェクトに対して、人的・物的な支援を行う。

宮崎県、県内企業と密接に連携し、各省庁等の研究プロジェクトに応募する体制を整備し、推進する。

2) 大学として重点的に取り組む領域

大学として学際的・先端的領域を含む重点研究領域の設定を行う。これらの領域設定にあたっては、研究の成果や進展状況の評価により適宜見直しを図る。

生命科学に関連する分野

- ・生理活性物質の探索にかかわる領域
- ・バイオテクノロジーにかかわる領域

環境科学に関連する分野

- ・環境共生にかかわる領域
- ・物質エネルギー創生にかかわる領域

地域創生に関する分野

- ・地域の産業振興と住民の教育・福祉・健康にかかわる領域

3) 成果の社会への還元に関する具体的方策

社会的な要望に対応した研究課題の設定を図る。

研究成果の技術移転を推進するために、(株)みやざきTL0との連携を強化する。

年次毎の業績目録をデータベース化し、大学ホームページ上で公開し、学内の研究内容や業績を発信する。

シンポジウムや全学的セミナー及び産官学技術交流会等を推進する。

4) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

大学の目標に基づき研究者は、研究目標を策定し、その達成度を点検する。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- 1) 研究者の適正配置を推進する。
- 2) 研究の効率的な実施を推進する。
- 3) 教員の研究活動を支援するため、適切な予算措置等を行う。
- 4) 研究に関する企画・支援・実施・評価・改善・広報に取り組む。
- 5) 研究に必要な設備・備品等を有効に利用する。
- 6) 学内附属施設の設備・備品の有効利用を推進する。
- 7) 民間等との共同研究や受託研究を積極的に推進する。
- 8) 研究成果の管理及び活用を推進する。
- 9) 教員等の研究活動に対する評価・改善システムを整備し推進する。
- 10) 全国の大学・研究機関との共同研究を推進する。
- 11) 附属施設による研究の支援体制を強化する。

## 3 その他の目標

### (1) 社会との連携等に関する目標

- 教育・研究の知的資産を広く社会に発信し、地域の生活、文化、産業、医療等の発展に積極的な役割を果たす。
- 1) 大学の人的・物質的資源の活用による社会との連携協力を推進する。

研究者の自己評価を実施し、これに基づく組織評価を行う。  
研究水準について外部評価を実施し、その結果を公表する。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策  
研究推進体制構築のために、任期制・公募制の導入を推進する。  
事務・技術職員の役割と適正配置について検討する。  
本学独自の研究専念制度を導入する。  
各種在外研究員派遣の制度を活用するとともに、本学独自の研究者海外派遣制度を整備する。
- 2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策  
大学としての重点領域に対する研究課題については、研究資金の重点的な配分を行う。  
点検評価結果に基づく研究費の重点配分制度を導入する。  
大学として外部資金の導入を積極的に推進する。  
競争的資金を獲得した研究者のための実験室スペースを優先的に確保する。
- 3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策  
研究室の利用状況等を調査し、有効利用を図る。  
研究室・実験室等を整備するとともに、共同研究のための設備・施設を整備する。  
研究室等の安全対策の整備を行う。
- 4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策  
知的財産の創出・管理・活用を積極的に推進する体制を整備する。  
研究シーズの提供を始め(株)みやざきTL0の活動を支援する。  
技術相談システムを整備し、推進する。  
特許権等の知的財産権取得を推進する。  
研究者のシーズ及び企業のニーズ等の情報データが提供可能なシステムを構築する。
- 5) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策  
研究の評価システムを構築し、その結果を研究費の重点配分に活用する。  
研究者に対する自己点検・外部評価を実施し、評価結果を研究者にフィードバックする  
研究者に対する学長賞の授与制度を整備する。
- 6) 全国的な共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策  
学内共同研究を推進する。  
共同研究を推進するために研究支援部門の充実を図る。

## 3 その他の目標を達成するための措置

### (1) 社会との連携等に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策  
「地域連携支援室」を設置し、地域社会等との連携協力を組織的に推進する。  
地域社会に学び、その要請に応える"場"、また、大学からの情報発信等の"場"を市街地に確保

2)産・官・学間の連携強化を図る。

3)地域の大学等との連携・支援を推進する。

## (2) 国際交流等に関する目標

国内外の大学・研究機関との交流を促進し、教育研究の活性化と国際連携を図る。

1)国際共同研究を推進する。

2)留学生の交流を促進する。

## (3) 附属病院に関する目標

1)医療サービスの向上を図る。

するように努める。

生涯学習，社会人再教育等への支援体制を整える。

自治体との連携による生涯学習講座、指導者養成の推進等、生涯学習教育研究センター事業の充実・強化を図る。

遠隔教育、情報提供の推進のため、地域情報ネットワークの運用を支援し、その活用を進める。中・高校生に対する出前講義や体験授業、教員のための研修等を企画し、中・高・大との連携を強化する。

地域住民に対する図書館や体育施設等の開放を積極的に進める。

地域の学術文化施設等との間で相互連携を推進する。

2)産学官連携の推進に関する具体的方策

産学連携コーディネーターの充実や特許相談に応じる体制の整備等により、地域共同研究センターの強化を図る。

(株)みやざきTLOへの支援を強化する。

知的財産戦略を確立し、その創出・管理・活用システムの構築を図る。

研究者データベースを整備し、ホームページや広報誌による産学官交流関連情報を発信する。

(3)地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

地域の大学等と連携し、研究・教育の相互協力を推進する。

公開講座等において、地域の大学等との連携を推進する。

県内の大学図書館及び公共図書館と相互利用などの連携を図る。

## (2) 国際連携・国際交流等に関する目標を達成するための措置

1)教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

国際共同研究・留学生の交流を組織的に推進するため「国際交流推進室」を設置する。

国際連携のために、教職員や学生の積極的な派遣・受入れを推進する。

日本国際教育協会やJICA等への協力を通して開発途上国等への支援を推進する。

2)留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

交流協定締結校数を増やし、双方の受入れを促進する。

学部、大学院への外国人留学生の受入れ数の増加を目指す。

帰国留学生のフォロー体制を整備する。

## (3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

以下の方策を一元的に推進するため、既存の各種委員会等を改編し、新たに総合調整機関として企画運営委員会（仮称）を置くとともに、経営企画部（仮称）、地域連携・総合教育研修センター（仮称）、先進医療・治験推進センター（仮称）、医療安全管理部（仮称）の4本部制を導入する。

1)医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

医療環境の改善と業務の効率化のため、既存施設の有効活用を図るとともに病院の再整備を推進する。

2)業務運営の効率化を促進する。

3)良質な医療人を養成する。

4)先進的かつ安全・高品質の医療を提供する。

5)地域医療との連携及び地域医療への貢献を推進する。

#### (4) 附属学校に関する目標

- 1)教育に関する理論と実践の研究を推進する。
- 2)教員養成のための教育実習を充実する。

3)学校運営の連携を図る

クリニカルパスを拡充し、医療の質の向上と在院日数の短縮を目指す。  
経営分析システムや管理会計システムを用いて診療行為別の収支改善を図る。  
自己点検・評価を行うとともに外部評価（ISO基準認定証の取得や日本医療機能評価機構による再認定）を定期的に受け、医療の質の向上に取り組む。

2)適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

病院長の指導力が効果的に発揮できるよう病院長補佐体制を充実させる。  
診療科を臓器別に再編し、患者に分かりやすく、機能的な診療体制を構築する。  
中央診療施設等を再編・統合し、効率的な診療を推進する。  
診療部門、診療支援部門及び事務部門の評価を行ない、人員の適切な配置を推進する。

3)良質な医療人養成の具体的方策

学生の臨床実習、医師の卒後研修、大学院学生やコ・メディカルスタッフの研修、地域の医師・コ・メディカルスタッフの生涯教育等の一元化・円滑化を図る。

4)研究成果の診療への反映や先進的医療の導入のための具体的方策

基礎医学者や学部横断的かつ学内外の研究者と連携し、先端的な基礎医学研究の成果を医療技術へ展開する臨床研究を推進する。  
治験管理体制を整備・充実し、薬品開発と臨床研究の活性化を図る。  
先進医療の導入を促進し、成果を高めるための資源配分を行う。

5)安全な医療に関する具体的方策

リスクマネジメントの徹底を図る。  
オンラインインシデント・アクシデント速報システムを活用し、医療安全管理体制の充実を図る。  
医療事故防止マニュアル、感染対策マニュアル、医療ガス安全対策マニュアル、食中毒安全対策マニュアル等（チェックリストを含む）を策定・改訂し、防止策の周知徹底を図る。

(6)地域医療、地域医療ネットワークへの支援に関する具体的方策

遠隔医療システムを構築し、僻地・過疎地域の医療を支援する。  
診療録の電子化と共有化を推進する宮崎健康福祉ネットワーク（はにわネット）を支援する。  
救急・災害医療体制を整備する。

#### (4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1)大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

学部及び附属学校間の一層の連携に努め、一貫した教育課程・学習指導法等の改善を行う。  
実践的指導力を身につけさせるため、教育実習の指導内容等の改善を行う。  
社会の変化に対応した教育の在り方を目指して、これまで実施してきたカウンセリング活動の充実を図る。

2)学校運営の改善に関する具体的方策

学校運営委員会及び学校運営評価委員会を組織して、教育計画・教育実践・学校運営を効果的に機能させる。  
学校運営評価委員会を組織して、教育目標の達成状況を評価する。

3)附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

入学者選抜の方法を検討し、その改善を図る。

<p>4) 地域の教育の発展に寄与する</p>	<p>LD、ADHD、高機能自閉症など多様な子どもを特殊学級で受け入れ、発達支援や教育方法を継続研究できるようにする。</p> <p>4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策        県教育委員会と連携して、10年を経過した教職員者は県教育委員会が行う研修に参加し幅広い研修ができるようにする。        県教育研修センターと連携して、附属学校園で公立学校教職員の研修会を実施する。        公立学校との人事交流によって教職員としての資質の向上が図れるようにする。</p>
<p><b>業務運営の改善及び効率化に関する目標</b>        学長のリーダーシップのもとに教職員の積極的な参加により大学の目標・計画が達成されることを基本とする。教育・研究が学部を越えて実施できる体制を整え、教育研究機能の発展・向上を図る。更に、教育・研究の成果を踏まえた人材・資金・施設等の有効的活用に努める。そのために教職員の適性配置や事務組織の改善を図る体制を整える。</p> <p><b>1 運営体制の改善に関する目標</b></p> <p>1) 学長のリーダーシップを中心にして機動的・弾力的な大学運営を図る。</p> <p>2) 効率的な組織運営によるサービスの向上を図る。</p> <p>3) 自己点検・評価システムの構築及び外部評価の導入を進める。</p>	<p><b>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策        学長が法人運営の最終責任者としてリーダーシップを発揮し得る体制を確立する。        学長が全学的視点からの戦略的な学内資源配分を行い得る体制を構築する。        学長を補佐する役員を大学運営の重要テーマごとに配置するとともに、各役員と事務組織とが有機的な連携が図れる体制を整備して、学長の補佐体制を強化する。</p> <p>2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策        国立大学法人の基本的運営組織となる役員会、経営協議会及び教育研究評議会の権限と責任を明確にするとともに、学部教授会及び学内各種委員会の役割を明確にし、学長を中心とした意志決定が的確かつ機動的、弾力的に行える体制の構築を図る。        大学の円滑な運営のため、大学の意志決定プロセスの透明性と情報の公開を確保し、教職員の積極的な参加を図る。</p> <p>3) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策        学内予算、人的・物的資源を学長の下に一元的に管理する体制を構築し、その運用においては自己評価、外部評価の結果を踏まえ、教育研究等の展開に則した戦略的な運用を図る。</p> <p>4) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策        国立大学法人活動における各種私法の遵法、学生等の事故や医療事故等への的確な対応等法務関係業務に対応するために、学外から専門家を法務担当役員等として登用する。</p> <p>5) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策        教育研究、産学・社会連携、国際交流、経営企画等のバックアップを行うために、教員と事務部門とが一体となって企画・立案機能を高め、戦略的な運営体制を構築する。        経営協議会、教育研究評議会等の委員として事務職員を積極的に参加させ、教員との連携強化を図る。</p> <p>6) 内部監査機能の充実に関する具体的方策        監事の下に監査室を設け、専任の事務職員を配置して監査機能の充実強化を図る。</p>

4) 学部運営の効率化を図る。

5) 国立大学間の連携・協力を図る。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標

1) 教育研究の発展、地域や時代の要請に応え得る柔軟な教育研究組織の改編を行う。

2) 教育・研究の評価に基づき人的資源の配置、財政的資源の適正な活用を促進する。

## 3 人事の適正化に関する目標

1) 目標・計画に沿って学部を越えた教育・研究推進のために教員の適正配置を可能とする体制を推進する。

2) 評価に応じたインセンティブ付与の人事制度を推進する。

業務監査と会計監査を定時に行うとともに、必要に応じ随時の監査を実施し、監査結果に基づき改善を図る。

業務執行の効果・効率性を確保するために、業務監査を行う。

### 7) 運営体制の改善に関する具体的方策

運営システムを構成する各組織・委員会等の役割と相互関係を自己評価・外部評価し、システム全体が自律的組織的に改革・改善に向かうことができる体制を構築する。

自己点検・評価に必要となる基礎データを全学的に集約・蓄積する。

適切な評価を実施するために、優れた評価者となるための客観的手法を確立する。

### 8) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

学部教授会の審議事項を教育研究に係る事項に精選し、管理運営等に係る事項を含む学部運営を、学部運営の責任者としての学部長が行う体制を構築する。

学部長補佐体制を設置し、学部運営を機動的・戦略的に行い得る体制を構築する。

### 9) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

新国立大学協会（仮称）等国立大学法人が全国的規模で組織する団体に積極的に加入し、法人間の連携・協力を図る。

事務職員の採用においては、国立大学法人が統一して実施する採用試験（九州地区）に参加して行うとともに、他の国立大学法人等との人事交流の推進を図る。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

### 1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

教育研究組織について毎年度自己点検・評価をするための全学評価委員会を設置し、自己点検・評価を実施するとともに、3年毎に外部評価も行う。

自己点検・評価及び外部評価の結果を、経営協議会及び教育研究評議会の審議に付し、その審議結果を踏まえて教育研究組織の見直しを図るとともに、学内予算、人的・物的資源の運用にも反映した戦略的運用を図る。

### 2) 教育研究組織の見直しの方向性

中期計画に基づく教育研究組織の見直し計画が、自己点検・評価結果に照らして適正であるかどうかを評価する。

## 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

### 1) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

各部局等の教育・研究体制にふさわしい任期制の導入を推進する。

各部局等の教育・研究体制にふさわしい公募制の導入を推進する。

プロジェクト研究推進のために研究者等に対して時限付き任用制度の導入を図る。

### 2) 外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

適正な能力評価に基づいて、外国人や女性教職員の採用率を高める。

障害者の雇用を促進する。

### 3) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

3) 技術・事務職員の評価による専門性等の向上を図る。

4) 人事の機会均等及び良好な職場環境を確保する。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標

1) 事務組織・事務職員の弾力的な運用により、再編、合理化を進める。

2) 事務処理の集中化・電算化等により効率化・合理化を推進する。

教職員の適正配置を確保する観点から、教職員の業績評価システムを構築する。  
教職員の業績を評価し、その結果が適切に反映される給与システム等の構築を図る。

4) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

産学連携や地域貢献のために教職員の学外活動を促進する勤務形態を導入する。  
柔軟な兼職・兼業の基準の策定を行う。

5) 職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

事務職員の採用は、九州地区の国立大学法人が統一して行う採用試験に参加して実施する。  
より専門性を有する職種は、経験、資格を有する者を採用可能とする。  
事務職員の能力及び専門性の向上を図るため、専門研修等を毎年度定期及び随時に実施する。  
組織の活性化、事務職員の資質向上を図るため、他の国立大学法人等との人事交流を推進する。

6) 教職員の苦情処理等に対応する具体的方策

教職員の勤務条件等の処遇に関する苦情、メンタルヘルス、セクシャルハラスメント等の相談窓口の設置等体制を整備する。

7) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

新たな業務や重点的に行う業務等に対応するため、既存の組織の業務の見直し等による人員の適正配置を図り、人件費の抑制を図る。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

国立大学法人運営の視点から事務組織の再編成を行う。  
事務処理の効率化、合理化、迅速化を図る観点を踏まえた意志決定システムの構築を図るとともに、事務処理の電算化の推進を図る。

- ・国立大学法人運営全般についての企画・立案機能等のバックアップを図るために「企画調整部」を設置する。
- ・教育研究の質の向上を図るための自己点検・評価及び外部評価を積極的に推進し、これらの評価結果に基づく改善策の推進等のバックアップを図るため、企画調整部に「評価支援課」を設置する。
- ・法人全体の財務運用についての企画・立案及び運用結果の分析を踏まえた改善策の推進等のバックアップを図るため「財務部」を設置する。
- ・個性豊かで多様な学生の確保等を意識して、学内外の多様なニーズに応え得る良好な教育研究環境の確保等のバックアップを図るために「施設環境部」を設置する。
- ・教育の支援、学生の支援等を行うために「学務部」を設置するとともに、同部に学生の就職を支援するため専任の事務職員を配置した「就職支援室」を設置する。
- ・学術研究の推進、産学・地域連携の推進及び国際交流の推進等のバックアップを図るために「学術研究協力部」及び「地域連携支援室」「国際交流推進室」を設置する。
- ・附属病院を有する医学部に「医学部事務部」を設置する。

2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

事務職員の採用に係る事務について、採用資格を得るための第一次選考試験に係る事務を九州地区の国立大学法人と統一して実施する。

	<p>3)業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 業務を外部委託する場合と法人直営で実施する場合との人件費を含めた総コストの比較に配慮した上で、業務運営の効率化等を図る観点から外部委託の導入を図る。</p>
<p><b>財務内容の改善に関する目標</b></p> <p><b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</b></p> <p>1)外部研究資金を積極的に導入する。</p> <p>2)自己収入の増加を積極的に図る。</p> <p><b>2 経費の抑制に関する目標</b></p> <p>1)管理業務の合理化と効率的な施設管理を行い、運営経費の抑制・節減を推進する。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標</b></p> <p>1)資産の効率的な運用を推進する。</p>	<p><b>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1)科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等の外部資金増加に関する具体方策 民間、各種財団法人等を含む公募型研究費の実態把握を行い、その制度を全教員に周知し、応募機会の増加を図る。 全教員の応募機会を高めるために、各講座、各学部等毎の実績を含む外部資金の導入状況を学内に公表する。 研究業績等を定期的に公表し、受託研究、共同研究受入れの機会を拡大する。 外部資金の獲得実績を教員の個人評価の一項目とする。</p> <p>2)収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 大学で得られた技術シーズについては、(株)みやざきTL0を介して積極的な技術移転を行う。 生産部門の効率化を進め、事業の改善を図る。 法人の所有する土地、建物を含む資産の有効利用の観点から、学外者のニーズに基づき積極的に使用収益事業を行う。 附属病院の経営改善を推進し、収支の改善を図る。 学内の業務の見直しを行い、収入源の発掘を行う。</p> <p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1)管理的経費の抑制に関する具体的方策 民間の経営コンサルタント会社等による本法人の経営実態の評価を受けて、この結果に基づき改善を図る。 調達事務の一元化により、効率的な物品調達を行い経費の節減を図る。 学内における各種会議の開催通知、学外からの文書の周知等については、学内LANを利用しペーパーレス化を図る。 管理業務のアウトソーシングを推進する。 大学として一元的な施設管理を行い、施設の有効利用を図る。 光熱水料の節減を推進する。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1)資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 土地、建物を含む資産を一元的に管理し、教育研究等の展開等に沿って機動的、弾力的、効果的な運用を図る。 大学施設の開放を促進する。</p>

<p><b>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b>  教育・研究・地域連携等の諸活動を活性化し、自律的な管理運営を行うために、大学自らが評価・改善に努め、大学や各部局等の教育研究の質的向上を図る。</p> <p><b>1 評価の充実に関する目標</b></p> <p>1)教育・研究・社会貢献・管理運営に関する自己点検評価及び外部評価を推進する。</p> <p>2)自己点検・評価を基本とし、外部評価の結果をあわせて改善へつなげる。</p> <p>3)中期目標に基づき、目標達成度を評価する。</p> <p>4)社会への説明責任を果たす体制を整備する。</p> <p><b>2 情報公開等の推進に関する目標</b></p> <p>1)大学、学部、附属施設及び管理運営に関する情報を社会へ積極的に公開する。</p>	<p><b>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1)自己点検評価の改善に関する具体的方策  教育・研究・社会貢献・管理運営等に関する自己点検評価を実施・公表する。外部評価を実施・公表し、その指摘事項により改善計画を立てる。点検評価により、教職員の職場倫理及び社会的信頼性の向上を図る。</p> <p>2)評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策  評価結果を教職員の採用の公募制と適正配置に活用する。点検・評価に関する評価結果に基づいて改善を図る体制を構築する。継続的に自己点検・評価の年次報告をホームページ上で公開する。</p> <p>3)社会への説明責任を果たすための具体的方策  自己点検・評価及び外部評価を実施して報告書を作成し、ホームページ上においても公開する。</p> <p><b>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1)大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策  総合情報処理センターの充実を図る。事務局に「広報室」及び「情報企画室」を設置し、大学情報の積極的な公開体制を構築する。大学全体及び各学部、附属施設ごとの日本語によるホームページに加え、英語でのホームページを充実・開設し、以下の事項を公開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎大学及び各学部、附属施設の将来計画、中期目標・計画及び年度計画</li> <li>・教育理念、教育目標、カリキュラム、シラバス等</li> <li>・入学試験成績、卒業後の進路状況等</li> <li>・教員の研究業績</li> <li>・各学部の研究紀要、報告書等</li> <li>・法人の財務内容や管理運営</li> <li>・自己点検・外部評価報告書</li> <li>・附属施設等の概要及び利用案内等</li> <li>・大学における各種行事(公開講座等)に関する情報</li> <li>・情報公開法に基づく事項</li> </ul>
<p><b>その他業務運営に関する重要目標</b></p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b></p> <p>1)高度化・多様化する教育・研究・医療に対応する施設の整備を図る。</p>	<p><b>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1)高度化・多様化する教育・研究・医療に対応する施設整備に関する具体的方策  施設整備年次計画に基づいて、教育研究施設の整備、先端医療に対応した病院整備、基幹・環境整備、既存施設の耐震化・老朽改善整備等を漸次実施する。</p>

2)施設設備の有効活用と共同利用を推進する。

3)優れた研究・教育環境の創造と保全を図る。

## 2 安全管理に関する目標

1)労働安全衛生法等を踏まえて教育研究・医療環境の安全管理を図る。

2)教職員及び学生に対する日常の安全管理と防災活動の強化を図り、災害に強いキャンパスを目指す。

教育研究等の展開に必要なスペース確保に際しては、既存施設の点検・評価を踏まえ、全学的な視点から新增築・改修整備又は既存スペースの再配分等を行う。

2)施設設備の有効活用と共同利用化を推進するための具体的方策

施設マネジメントを全学的見地に立って統括的に行う体制を整備する。

施設の使用状況についての点検・評価の充実強化を図り、教育研究活動に応じたスペース配分等、全学的な視点に立って施設・設備の有効活用を図る。

学内規程を整備し、既存施設のスペース再配分や共同利用スペースの有効活用を図る。

3)優れた研究・教育環境の創造と保全に関する具体的方策

教育研究の進展に対応する施設水準を確保する。

予防的な施設管理の導入や効果的な修繕等により、長期にわたった施設・設備の活用を図る。労働安全衛生法や化学物質排出把握管理促進法等に対応するため管理体制を確立し、安全・安心な施設環境を確保する。

省エネルギー対策の推進等、環境に配慮した対策を積極的に推進する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1)労働安全衛生法等を踏まえて教育研究・医療環境の安全管理を図るための具体的方策

環境安全憲章などを制定し、それを基本精神とした安全管理を行う。

2)日常の安全管理と防災活動の強化を図るための具体的方策

危険物、高圧ガス、放射性廃棄物、劇物・毒物、特定化学物質及び特別管理廃棄物等の安全管理、厳重保管の徹底を図る。

防災意識の高揚、災害マニュアルの周知徹底、防災活動と災害時における危機管理体制の確立、緊急時に対応する施設・設備の確保し、災害に強いキャンパスを目指す。

3)学生等の安全確保等に関する具体的方策

台風襲来等の非常時に対する規則を整備し、学生等の安全確保を図る。

実験・実習や課外活動中における事故防止のための安全マニュアルの作成及び交通事故防止のための講習会等の充実を図る。

課外活動施設及び寄宿舍等の施設点検を徹底するとともに防火訓練等を充実する

## (その他の記載事項)(別紙に整理)

予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 出資計画 短期借入金の限度額  
長期借入金又は債券発行の計画 重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 剰余金の使途  
施設・設備に関する計画

## 宮崎大学 学部等の記載

中期目標		中期計画		年度計画	
別表(学部・研究科等)		別表(収容定員)		別表(学部の学科、研究科の専攻等)	
学部	教育文化学部 医学部 工学部 農学部	平成16年度	教育文化学部 920人 (うち教員養成に係る分野400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野600人) 工学部 1,490人 農学部 1,120人 (うち獣医師養成に係る分野180人)	教育文化学部	学校教育課程 地域文化課程 生活文化課程 社会システム課程
研究科	教育学研究科 医学研究科 工学研究科 農学研究科 (鹿児島大学大学院連合 農学研究科参加校) (山口大学大学院連合 獣医学研究科参加校)		教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 医学研究科 150人 (うち修士課程 30人 博士課程 120人) 工学研究科 232人 (うち修士課程 196人 博士課程 36人) 農学研究科 152人 (うち修士課程 152人)	医学部	医学科 看護学科
		平成17年度	教育文化学部 920人 (うち教員養成に係る分野400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野600人) 工学部 1,490人 農学部 1,120人 (うち獣医師養成に係る分野180人)	工学部	材料物理工学科 物質環境化学科 電気電子工学科 土木環境工学科 機械システム工学科 情報システム工学科
			教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 医学研究科 150人 (うち修士課程 30人 博士課程 120人) 工学研究科 232人 (うち修士課程 196人)	農学部	食料生産科学科 生物環境科学科 地域農業システム学科 応用生物科学科 獣医学科
			教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 医学研究科 150人 (うち修士課程 30人 博士課程 120人) 工学研究科 232人 (うち修士課程 196人)	教育学研究科	学校教育専攻 教科教育専攻
				医学研究科	医科学専攻 細胞・器官系専攻 生体制御系専攻 生体防衛機構系専攻

	農学研究科	152人 (うち修士課程 152人) ( 博士課程 36人 )
平成 18 年 度	教育文化学部	920人 (うち教員養成に係る分野 400人)
	医学部	860人 (うち医師養成に係る分野 600人)
	工学部	1,490人
	農学部	1,120人 (うち獣医師養成に係る分野 180人)
	教育学研究科	76人 (うち修士課程 76人)
	医学研究科	150人 (うち修士課程 30人 博士課程 120人)
	工学研究科	232人 (うち修士課程 196人 博士課程 36人)
	農学研究科	152人 (うち修士課程 152人)
平成 19 年 度	教育文化学部	920人 (うち教員養成に係る分野 400人)
	医学部	860人 (うち医師養成に係る分野 600人)
	工学部	1,490人
	農学部	1,120人 (うち獣医師養成に係る分野 180人)
	教育学研究科	76人 (うち修士課程 76人)
	医学研究科	150人 (うち修士課程 30人 博士課程 120人)
	工学研究科	232人 (うち修士課程 196人 博士課程 36人)
	農学研究科	152人 (うち修士課程 152人)

工学研究科	環境生態系専攻 物質工学専攻 電気電子工学専攻 土木環境工学専攻 機械システム工学専攻 情報工学専攻 物質エネルギー工学専攻 システム工学専攻
農学研究科	農林生産学専攻 生物資源利用学専攻 動物生産学専攻

平成 20 年 度	教育文化学部 920人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野 600人) 工学部 1,490人 農学部 1,120人 (うち獣医師養成に係る分野 180人)
	教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 医学研究科 150人 (うち修士課程 30人 博士課程 120人) 工学研究科 232人 (うち修士課程 196人 博士課程 36人) 農学研究科 152人 (うち修士課程 152人)
平成 21 年 度	教育文化学部 920人 (うち教員養成に係る分野 400人) 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野 600人) 工学部 1,490人 農学部 1,120人 (うち獣医師養成に係る分野 180人)
	教育学研究科 76人 (うち修士課程 76人) 医学研究科 150人 (うち修士課程 30人 博士課程 120人) 工学研究科 232人 (うち修士課程 196人 博士課程 36人) 農学研究科 152人 (うち修士課程 152人)